

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

三木市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/28215>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

三木市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

三木市役所 0794-82-2000（代表）

事前準備について

三木市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなられた方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、三木市役所へお越しください。



URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/28215>



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または基礎年金番号通知書及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書（発行済の方のみ）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（発行済の方のみ）
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭領収書、葬祭証明書など）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 福祉医療費受給者証
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

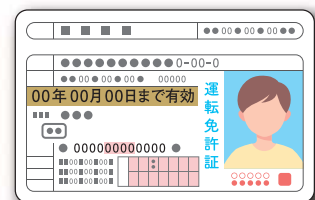
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険被保険者証、年金手帳または基礎年金番号通知書、
学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (46 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(49 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (50 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (49 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 (50 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

三木市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	☑	該当事項	詳細ページ
1. 住民登録	☐	マイナンバーカード、個人番号通知カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	亡くなられた方が世帯主だった	P.8
	☐	亡くなられたことが分かる住民票がほしい 戸籍謄抄本などがほしい	P.9
	☐	死亡届書（診断書）の写しがほしい	P.10
2. 保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.11 P.12
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.13 P.14
3. 年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.15
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.16
	☐	農業者年金を受給していた	
4. 税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.17
	☐	個人住民税、国民健康保険税が課税されている	P.18
	☐	固定資産を所有している	P.19
	☐	軽自動車税が課税されている	P.20 P.21
5. 介護	☐	65歳以上または要介護認定を受けていた	P.22
6. 福祉（障がい）	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.23
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.24
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.25
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.26
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	P.27 P.28

区分	☑	該当事項	詳細ページ
6. 福祉 (障がい)	☐	重度障害者医療費受給者証、高齢重度障害者医療費受給者証を交付されていた	P.29
	☐	高齢者及び障がい者バス等運賃助成券(バス・タクシー・神戸電鉄)を利用していた	P.30
	☐	福祉タクシー券を利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.31
7. 福祉 (その他)	☐	高齢期移行受給者証を交付されていた	P.32
8. 子ども	☐	児童手当を受給していた	P.33
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	子ども医療費受給者証を交付されていた	P.34
	☐	母子家庭等医療費受給者証を交付されていた	
	☐	養育医療券を交付されていた	P.35
9. 上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.36
	☐	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	P.37
10. その他	☐	火葬許可証に空欄等がある	P.38
	☐	家財整理をしたい	
	☐	亡くなられた方が犬の飼い主だった	P.39
	☐	森林(山林)の土地を所有していた	
	☐	道路(市道)を占用していた	P.40
	☐	法定外公共物(里道・水路)を占用していた	
	☐	農業用ため池を管理または所有していた	P.41
	☐	農地または採草放牧地を所有していた	
	☐	農地を貸していた・借りていた(農地バンク)	P.42
	☐	空き地・空き家に関する手続き	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード、個人番号通知カードを持っていた

手続き カードの返却など

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは失効となりますので、不要な方は返納してください。	なし
※亡くなられた方の個人番号は、マイナンバーカード返却後は確認していただくことができなくなります。 <u>全てのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード	市民課市民係 ☎0794-82-2000 (内線2373・2372) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。	なし
同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課市民係 ☎0794-82-2000 (内線2373・2372) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

亡くなられた方が世帯主だった

手続き 世帯主変更の手続き

手続き詳細	期 限
世帯主以外の世帯員が2人以上いる場合、亡くなられた日から14日以内に世帯主変更届をしてください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 国民健康保険に加入されている場合は、世帯員全員の資格確認書	市民課市民係 ☎0794-82-2000 (内線2373・2372) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

MEMO

1. 住民登録に関する手続き

亡くなられたことが分かる住民票、戸籍謄抄本などがほしい

手続き 住民票（除票）と戸籍（除籍）謄抄本などの交付申請

手続き詳細	期 限
・住民票（除票）は、死亡届が出された日（閉庁日の場合は翌開庁日）から発行可能です。 ・死亡記載のある戸籍謄抄本は、死亡届が出された日から1週間から10日程度かかります。 ※記載が完了しているかを本籍地へお問い合わせ上、申請してください。 ※『法定相続情報一覧図』※ 1 で相続手続きができる場合もありますので提出先にご確認ください。 ※1・・・P.54をご覧ください。	なし 手続き可能な人 ・住民票（除票）：請求する権利を有する方 ・戸籍（除籍）謄抄本など：配偶者、直系血族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 住民票（除票）：請求する権利を有する方は、それを証明する書類（保険証書など）及び本人確認書類。その他の方は、原則として委任状が必要です。 ☐ 戸籍（除籍）謄抄本など：配偶者、直系血族の方は本人確認書類。その他の方は、原則として委任状が必要です。 ※ただし、委任状なしで交付できる場合もありますので、詳しくは3階市民課市民係までお問い合わせください。	市民課市民係 ☎0794-82-2000 （内線2373・2372） 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

MEMO

死亡届書（診断書）の写しがほしい

手続き 届書情報内容証明書（死亡届の記載事項証明書）

手続き詳細	期 限
- 以下の請求について必要な場合に申請を受付します。（民間の保険会社への保険金の請求などで必要な場合は医師に請求してください。） 1. 厚生年金・国民年金などの公的年金 2. 日本郵政公社の簡易保険など （保険金額が100万円を超えるもの） ※郵便事業株式会社のかんぽ生命保険は対象外です。 ・死亡届を提出した市区町村及び亡くなられた方の本籍地で請求できます。	なし
	手続き可能な人 ・原則、配偶者・直系血族の方
必要なもの	問い合わせ先
1. 年金証書、簡易保険証書など、番号と加入の事実が分かるもの ※簡易保険については、金額も確認します。お持ちの証書は全てお持ちください。 2. 窓口に来られる方の本人確認書類	市民課市民係 ☎0794-82-2000 （内線2373・2372） 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収しています。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書 (発行済の方のみ) ☐ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証 (発行済の方のみ) ☐ 亡くなられた方の限度額適用認定証 (発行済の方のみ)	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2429) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状、葬祭領収書、葬祭証明書、 死体火葬許可証のいずれか1点)	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2338) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療月の翌月1日から2年間 (自己負担分を診療月の翌月以降に支払った場合は支払った日の翌日から2年間)
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳等 (相続人のもの)	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2338) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書などを回収しています。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 (発行済の方のみ) ☐ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証 (発行済の方のみ)	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2341) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状、葬祭領収書、葬祭証明書 のいずれか1点)	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2341) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	県広域連合が支給申請書を送付した月の1日から2年間
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ☐ 預金通帳など（相続人のもの） ☐ 亡くなられた方と相続人との続柄が分かる書類（戸籍謄本の写しなど） ※ ただし、同一世帯などで保険年金課で確認できる場合は提出不要	保険年金課 ☎0794-82-2000 （内線2341） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの (年金手帳、年金証書など)	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2375・2376) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	死亡日から10日以内
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの (年金手帳・年金証書など)	ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 明石年金事務所 ☎078-912-4983

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの (年金手帳・年金証書など)	各種共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAへ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金死亡関係届出書(様式は農業委員会窓口) ☐ 農業者年金証書(紛失の場合は紛失届) ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書 ☐ 相続人の戸籍抄本など(関係が分かるもの) 詳しくは右記にお問い合わせください。	農業委員会 ☎0794-82-2000 (内線3211)

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書を使って納付してください。個人住民税及び国民健康保険税は、すでに通知している徴収方法や税額が変更となる場合がありますので、市民税係にお問い合わせください。	納税通知書などに記載の 納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書	税務課 ☎0794-82-2000 固定資産税(内線2325) 軽自動車税(内線2321) 個人住民税(内線2331) 国民健康保険税(内線2318) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 ☎0794-82-2000 (内線 2314) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

個人住民税、国民健康保険税が課税されている

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に個人住民税、国民健康保険税が課税されている場合、税額の変更通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただきますこととなります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全の方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	2 週間以内
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人が相続する場合】 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 【法定相続人以外の方が相続する場合】 ☐ 遺言書の写しなど	相続人代表者
	問い合わせ先
	税務課 ☎0794-82-2000 個人住民税（内線2331） 国民健康保険税（内線2318） 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を所有している

手続き 相続人代表者指定(変更)届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を所有していた納税義務者が亡くなった場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定(変更)をする届出になります。 ※この届出は被相続人にかかる固定資産税・都市計画税の納税通知書、その他の書類を受領する相続人の指定をするものであって、相続の権利、相続登記及び相続税とは何ら関係ありません。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定(変更)届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをしてください。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。	相続が発生した年度内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人が相続する場合】 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 【法定相続人以外の方が相続する場合】 ☐ 遺言書の写しなど	税務課 ☎0794-82-2000 (内線2325) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180 管轄法務局 神戸地方法務局明石支局 ☎078-912-5511

軽自動車税が課税されている

手続き① 三輪・四輪の軽自動車

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両について、廃車または名義変更の手続きをしてください。	廃車： 亡くなられた日から30日以内 名義変更： 亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの内容によって、必要なものが異なります。事前に軽自動車検査協会にお問い合わせください。	軽自動車検査協会にお問い合わせください。
	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 兵庫事務所 ☎050-3816-1847

手続き② 軽二輪・小型二輪（125cc超え）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両について、廃車または名義変更の手続きをしてください。	廃車： 亡くなられた日から30日以内 名義変更： 亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
手続きの内容によって、必要なものが異なります。事前に陸運局にお問い合わせください。	陸運局にお問い合わせください。
	問い合わせ先
	神戸運輸監理部兵庫陸運部 （陸運局） ☎050-5540-2066

4. 税金に関する手続き

軽自動車税が課税されている

手続き③ 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカー

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両について、廃車または名義変更の手続きをしてください。	廃車： 亡くなられた日から30日以内 名義変更： 亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 登録票（登録時にお渡ししたもの） ☐ 手続きに来られた方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人との続柄が分かる書類（戸籍謄本の写しなど）（ただし、同一世帯などで税務課で確認できる場合は提出不要） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状 ※ 名義変更の場合は、登録票があればナンバープレートは不要です。	・相続人の方 ・相続人から手続きに関する委任を受けている方
	問い合わせ先 税務課 ☎0794-82-2000 （内線2321） 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または要介護認定を受けていた

手続き 保険証などの返還

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返還してください。 介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返還してください。 後日、亡くなられた方の生前の住所地にお知らせを送付することがあります。 送付した郵便物が届かないおそれのある方は申し出てください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（交付されていた方） ☐ 介護保険負担限度額認定証（交付されていた方）	介護保険課認定給付係 ☎0794-82-2000 （内線2358） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 返還届の提出 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2365) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は障害児福祉手当死亡届兼未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2365) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は特別障害者手当死亡届兼未支払手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2365) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未支払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、
受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)	こども福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2334、2336)
☐ 未支払い分がある場合は、手当の支給対象児童名義の振込口座の通帳の写し	吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180
☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2334、2336) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 （内線2365・2324） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年を超えた場合は理由書が必要
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの	年金を受給する方または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 （内線3321） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年を超えた場合は理由書が必要
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの	年金加入者または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 （内線3321） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から3年を超えた場合は理由書が必要
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の住民票（除票）	指定相続人
	問い合わせ先 障がい福祉課 ☎0794-82-2000 （内線3321） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

重度障害者医療費受給者証、高齢重度障害者医療費受給者証を交付されていた

手続き

- ① 受給者証の返却、異動届記入の手続き
- ② (該当の方のみ) 未請求分の償還払いの手続き

手続き詳細	期 限
① 受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって資格が喪失となりますので、返却してください。	速やかに
② (該当の方のみ) 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが可能です。	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
① 亡くなられた方の受給者証 ② (該当の方のみ) ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 申立書と相続人の顔写真付きの本人確認書類 ☐ 相続人の振込口座の分かるもの	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2406) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

高齢者及び障がい者バス等運賃助成券（バス・タクシー・神戸電鉄）を利用していた

手続き 未使用分の乗車券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、高齢者及び障がい者バス等運賃助成金を利用していた場合、死亡日をもって資格が喪失となりますので、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の高齢者バス等運賃助成券	高齢福祉課 ☎0794-82-2000 （内線2397） 障がい福祉課 ☎0794-82-2000 （内線2304・2324） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

福祉タクシー券を利用していた

手続き 福祉タクシー券の喪失届と、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 （内線 2324） 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

6. 福祉（障がい）に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスや、居宅生活支援、障害児通所支援を受給していた場合、死亡日をもって資格が喪失となりますので、障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2364) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

7. 福祉（その他）に関する手続き

高齡期移行受給者証を交付されていた

手続き

- ① 受給者証の返却、異動届記入の手続き
- ② (該当の方のみ) 未請求分の償還払いの手続き

手続き詳細	期 限
① 受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって資格が喪失となりますので、返却してください。 ② (該当の方のみ) 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが可能です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
① 亡くなられた方の受給者証 ② (該当の方のみ) ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 申立書と相続人の顔写真付きの本人確認書類 ☐ 相続人の振込口座の分かるもの	相続人 問い合わせ先 保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2406) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更手続きが必要です。	死亡日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者】 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
【お子様】 ☐ お子様名義の通帳またはキャッシュカード	問い合わせ先 こども福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2334、2336) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要です。ご相談ください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童扶養手当証書 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	こども福祉課 ☎0794-82-2000 (内線2334、2336) 吉川支所市民生活課 ☎0794-72-0180

子ども医療費受給者証を交付されていた

手続き

- ① 受給者証の返却、異動届記入の手続き
- ② (該当の方のみ) 未請求分の償還払いの手続き

手続き詳細	期 限
① 受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって資格が喪失となりますので、返却してください。	速やかに
② (該当の方のみ) 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが可能です。	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
① 亡くなられた方の受給者証 ② (該当の方のみ) ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 申立書と保護者の顔写真付きの本人確認書類 ☐ 振込口座の分かるもの	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2406) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

母子家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き

- ① 受給者証の返却、異動届記入の手続き
- ② (該当の方のみ) 未請求分の償還払いの手続き

手続き詳細	期 限
① 受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、死亡日の翌日をもって資格が喪失となりますので、返却してください。	速やかに
② (該当の方のみ) 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが可能です。	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族の方
必要なもの	問い合わせ先
① 亡くなられた方の受給者証 ② (該当の方のみ) ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 申立書と児童の保護者あるいは相続人の顔写真付きの本人確認書類 ☐ 振込口座の分かるもの	保険年金課 ☎0794-82-2000 (内線2406) 吉川支所健康福祉課 ☎0794-72-2210

8. 子どもに関する手続き

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納手続き

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ 乳児の養育医療券 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	こども福祉課 ☎0794-89-2340

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更及び支払い方法の変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更及び支払い方法の変更または閉栓手続きが必要です。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ関係書類をお送りします。 ※閉栓手続きは電話手続き可。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
☐ 名義変更届 ☐ 口座の変更手続き（亡くなられた方が口座名義人の場合） ☐ 汚水排除量認定基準異動届（井戸水を使用されている場合）	三木市水道 お客様センター ☎0794-82-2010 （内線4141・4142）

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 変更届	下水道課管理係 ☎0794-82-2000 （内線 4321）

9. 上下水道に関する手続き

し尿くみ取り式のトイレを使用していた

手続き し尿くみ取り取消（変更）手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がし尿くみ取り式のトイレを使用していた場合、し尿くみ取りの取消または、世帯人数の変更手続きが必要です。 クリーンセンターへ電話（0794-83-2212）してください。	速やかに （亡くなられた方が、し尿処理手数料の納付義務者の場合は、できるだけ早く）
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
なし	クリーンセンター （環境課浄化係） ☎0794-83-2212

MEMO

10. その他の手続き

火葬許可証に空欄等がある

手続き 火葬許可証の追記

手続き詳細	期 限
休日や開庁時間外に死亡届を提出された場合に「死体火葬許可証」の内容を一部記入できない場合があります。 納骨の際に必要な書類ですので、空欄等がある場合は、窓口にご持参いただくか、郵便で送付いただきましたら追記させていただきます。 (例)本籍欄が空白または「兵庫県三木市」までしか書かれていない。	特になし (できれば納骨までに)
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死体火葬許可証	市民課戸籍係 ☎0794-82-2000 (内線 2377) メール shimin@city.miki.lg.jp

家財整理をしたい

手続き 清掃センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
清掃センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所(住所)の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、清掃センターの計量所職員に提示してください。 ※一部清掃センターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所(住所)が市外の場合は搬入できません。	なし (搬入日当日にお持ちください)
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税通知書など)	清掃センター (環境課) ☎0794-83-2608

10. その他の手続き

亡くなられた方が犬の飼い主だった

手続き 飼い主変更の手続き

手続き詳細	期 限
飼い主の変更が必要なため「登録事項変更届」の提出が必要です。	犬の次の所有者となった日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
【犬の次の所有者が市内在住の場合】 ☐ 鑑札番号の分かる書類など（あれば） 【犬の次の所有者が市外在住の場合】 ☐ 住所地の市役所などで手続きを行ってください。	【犬の次の所有者が市内在住の場合】 ・基本的に犬の次の所有者となる方 【犬の次の所有者が市外在住の場合】 ・住所地の市役所などにお問い合わせください。
	問い合わせ先
	生活安全課生活安全係 ☎0794-82-2000 （内線 2387） 吉川支所地域振興課 ☎0794-72-0180 （内線133）

森林（山林）の土地を所有していた

手続き 所有者変更届の提出

手続き詳細	期 限
森林の土地の所有者が亡くなって土地を相続するなど、森林の土地の所有者が変わった場合、法務局で手続きが完了して所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市に届出が必要です。	所有者となった日から90日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 「森林の土地の所有者届出書」（様式は農業振興課窓口のほか、市ホームページにも掲載しています） ☐ 所有者の変更が分かる書類（登記完了証の写し、または土地登記事項証明書の写しなど） ☐ 当該土地の位置を示す地図（様式は問いません。）	新たに所有者になった方、またはその方から依頼を受けた行政書士など
	問い合わせ先
	農業振興課農業政策係 ☎0794-82-2000 （内線2205）

道路（市道）を占用していた

手続き 占用許可の廃止または権利の承継手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は道路を原状回復した後、占用廃止届の提出を、権利を承継する場合は承継届を提出してください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【道路占用の廃止】 ☐ 道路占用廃止届及び占用許可書の写しなど 【権利の承継】 ☐ 道路占用権承継届及び添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	三木市道路占用規則第5条2項に記載の者（相続人など）
	問い合わせ先
	道路河川課 ☎0794-82-2000 （内線2241）

法定外公共物（里道・水路）を占用していた

手続き 占用許可の廃止または地位の承継手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は許可物件を原状回復した後、廃止届の提出を、地位を承継する場合は承継届を提出してください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【法定外公共物占用許可の廃止】 ☐ 三木市法定外公共物行為などに関する届出書及び占用許可書の写しなど 【法定外公共物占用者の地位承継】 ☐ 三木市法定外公共物占用承継届出書及び添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	三木市法定外公共物管理条例第12条1項に記載の者（相続人など）
	問い合わせ先
	道路河川課 ☎0794-82-2000 （内線2241）

10. その他の手続き

農業用ため池を管理または所有していた

手続き ため池管理者または所有者変更手続き

手続き詳細	期 限
農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、所有者や管理者に変更が生じた場合は手続きが必要です。 ※詳細はお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人、新しいため池管理者または所有者
必要なもの	問い合わせ先
☐ ため池変更届出書	農地整備課 ☎0794-82-2000 (内線2214)

農地または採草放牧地を所有していた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出（相続）の提出

手続き詳細	期 限
相続などにより農地の権利を取得した時は、権利を取得したことを知った時点から10か月以内に、農業委員会へ「農地法第3条の3第1項の規定による届出」の提出が必要です。	10か月以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 「農地法第3条の3第1項の規定による届出」（様式は農業委員会窓口のほか、市ホームページにも掲載しています）	新たに所有者になった方、またはその方から依頼を受けた行政書士など
	問い合わせ先
	農業委員会 ☎0794-82-2000 (内線3210)

農地を貸していた・借りていた（農地バンク）

手続き 農地中間管理機構（農地バンク）を通した農地の貸借の届出

手続き詳細	期 限
農地中間管理機構（農地バンク）を利用して農地の貸し借りを行っていた者が死亡した場合は届出が必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 指定の届出用紙（様式は農業振興課へ問い合わせ） ☐ 相続人であることが分かる書類（戸籍謄本、相続登記が済んだ場合は土地登記事項証明書の写しなど）	貸し借りを行っていた農地の相続人
	問い合わせ先
	農業振興課 ☎0794-82-2000 （内線2206） ✉nogyo@city.miki.lg.jp

空き地・空き家に関する手続き

手続き詳細	問い合わせ先
亡くなられた方の所有していた不動産（土地・建物）が空き地・空き家の場合、地域住民に不安や被害を与えないよう、適正管理に努めましょう。また、相続が発生した場合には、法務局で相続登記をしましょう。	生活安全課空き家対策係 ☎0794-82-2000 内線（2381）

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。
空き地・空き家に関わらず、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

【管轄法務局】

神戸地方法務局明石支局（☎078-912-5511）

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求など	主に 5年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳または基礎年金番号通知書及び年金証書）、戸籍謄本など、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取先金融機関の通帳など 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 三木税務署 ☎0794-82-0501
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から受入証明書など、新しい改葬先が分かる書類を発行してもらいます。

2 埋葬・埋蔵証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬・埋蔵証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り(郵送でお送りします)

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書(埋葬・埋蔵証明があるもの)・
受入証明書など

※詳しくは、お問い合わせください。

▼提出先(受取先)

現在、墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民課戸籍係

☎82-2000(内線2377・2359)

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

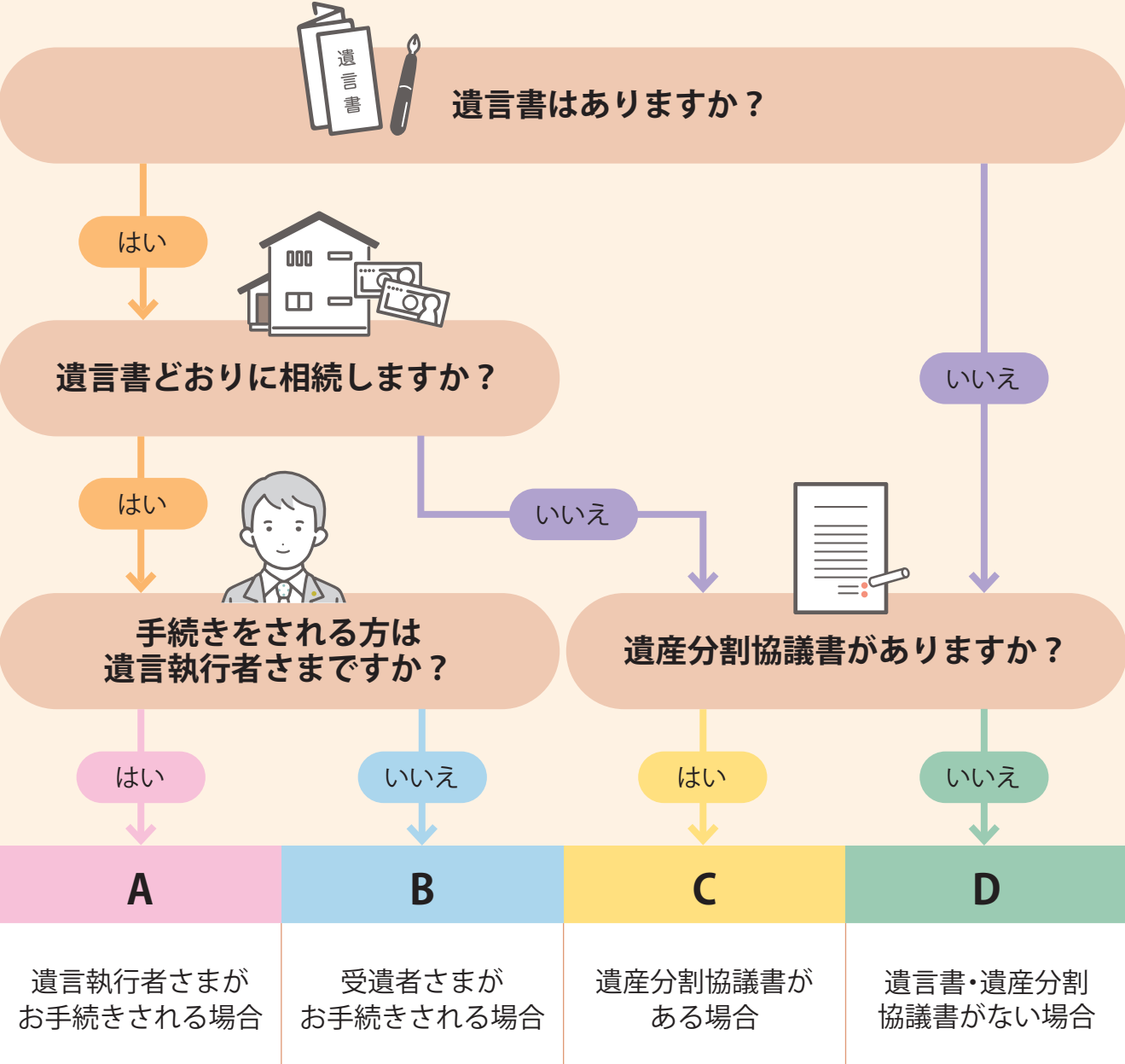
該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	三木警察署 ☎0794-82-0110 運転免許課 ☎078-912-1628
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	☐	受給者証の返還手続き	加東健康福祉事務所 地域保健課 ☎0795-42-9426
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 三木税務署 ☎0794-82-0501
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	神戸地方法務局明石支局 ☎078-912-5511

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

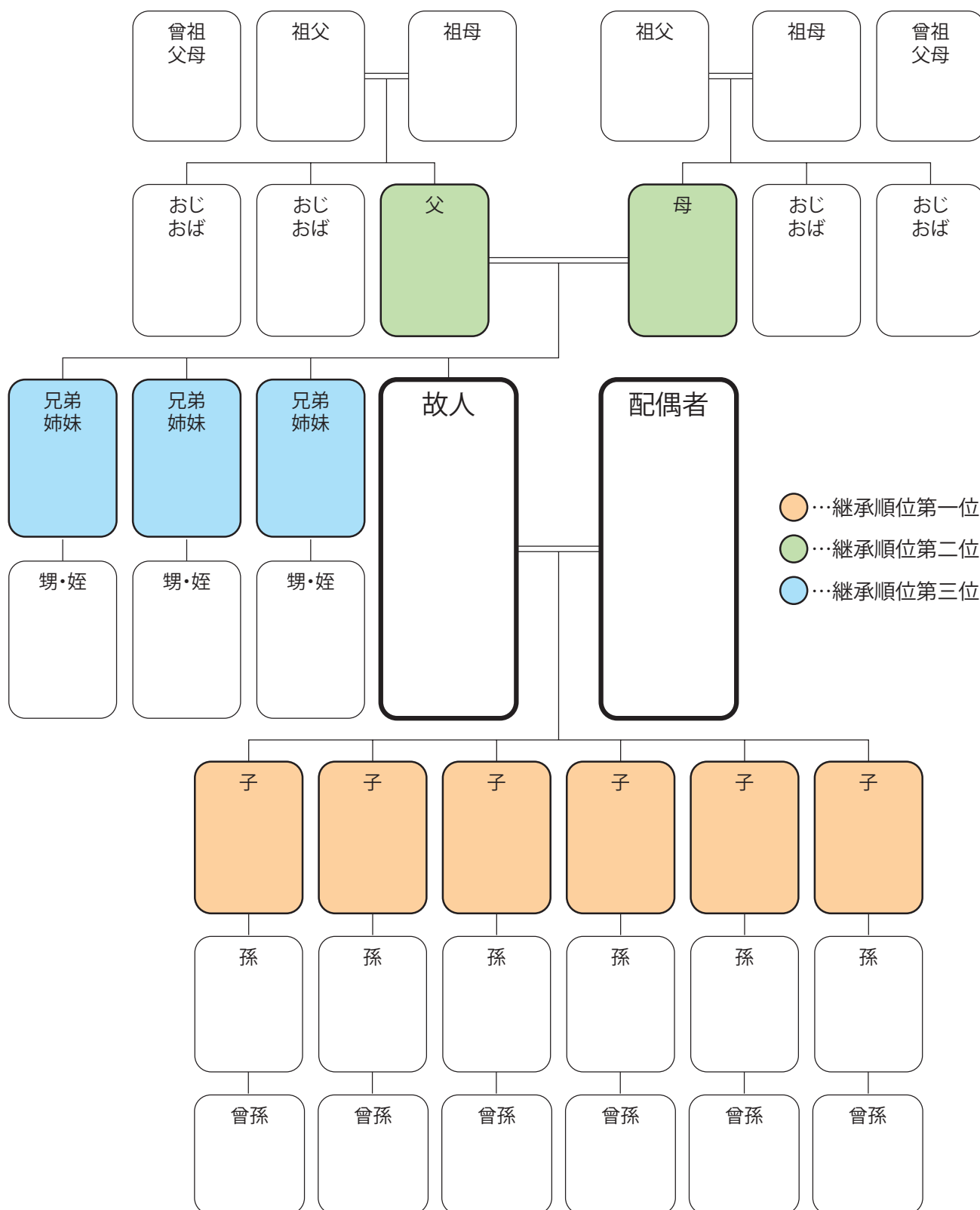
広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに ※相続登記の 申請は3年以内	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要です。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日までに所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。 【問い合わせ先】 三木税務署 個人課税部門内 ☎0794-82-0501 (代表) ※自動音声でご案内しております。2番を選択してください。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数 【問い合わせ先】 加古川税務署 資産課税部門内 ☎079-421-2951 (代表) ※自動音声でご案内しております。2番を選択してください。

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

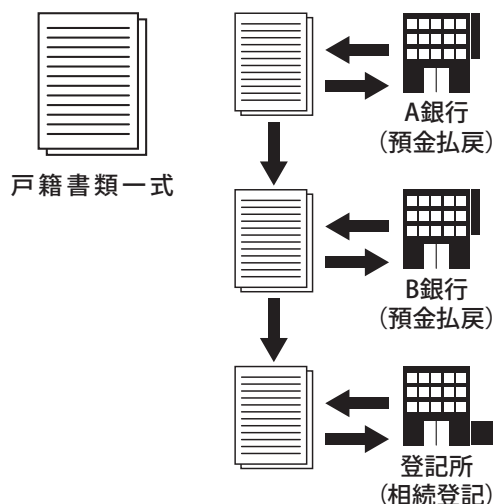
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

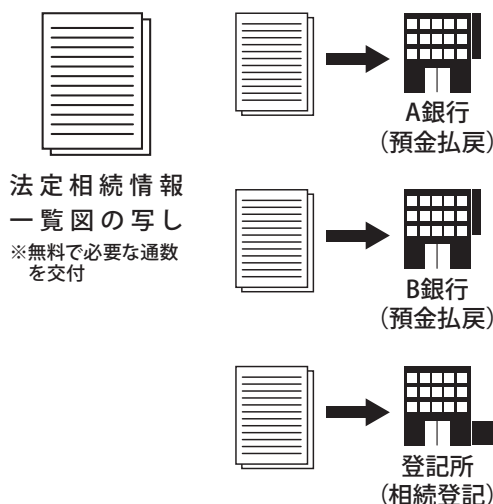
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)三木市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

発 行 三木市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026 年 5 月

